

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、次の表に掲げる部、室及び課を置くとともに、課を置かない室に同表に掲げる課長を、課を置かない室及び課に同表に掲げる係長及び区長を置く。

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長 情報管理係長
	職員課	労務係長 人事係長 給与安全衛生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 契約係長 管財係長
営業推進室	営業推進課長 営業調査課長	企画推進係長 事業企画係長 事業管理係長 広告係長 ICカード促進係長 旅客動向分析 係長 運賃収入係長
自動車部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運輸係長 安全運行推進係長 事故対策係長 事業係長 路線計画係長
	技術課	車両係長 停留所管理係長 バス待ち環境係長
高速鉄道部	営業課	管理係長 営業推進係長
	運輸課	運転係長 運輸係長 運転指令区長
	技術監理課	監理係長 施設係長 建築係長 機械設備係長 軌道係長 竹田保線区長 醍醐保線区長
	高速車両課	車両係長
	電気課	電力係長 信号保安係長 情報通信係長 電力区長 姉小路電気区長 醍醐電気区長

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)